

# 奈良市公報

第92号

令和5年3月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
2 16	60	農用地利用集積計画の決定	農政課
2 16	61	放置自転車等の処分	環境政策課
2 17	62	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症 予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルス ワクチン接種推進課
2 21	63	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
2 22	64	督促状の公示送達	納税課
2 24	65	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2 24	66	令和5年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等	資産税課
2 27	67	道路の位置指定	建築指導課
2 27	68	放置自転車等の保管	環境政策課
2 27	69	放置自転車等の保管	環境政策課
2 27	70	開発行為に関する工事の完了	開発指導課

### 監 査

月 日	番号	件 名
2 24	1	奈良市公報号外第13号に掲載
2 24	2	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
2 17	10	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
2 24	1	奈良市公報号外第13号に掲載	経営企画課
2 24	2	奈良市公報号外第13号に掲載	共同事務推進課

### 消 防

月 日	番号	件 名	主 管
2 16	1	奈良市公報号外第13号に掲載	総務課

告

示

奈良市告示第 60 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 2 月 16 日

奈良市長 仲川元庸  
(令和 5 年 2 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 61 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 16 日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和 5 年 2 月 16 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和 4 年 7 月 4 日、同月 8 日、同月 19 日及び同月 28 日

(令和 5 年 2 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 62 号

令和 3 年奈良市告示第 233 号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和 5 年 2 月 12 日から適用する。

令和 5 年 2 月 17 日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミュニティ筋注（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 4 年厚生労働省令第 165 号）附則第 4 項の規定により	初回接種（令和 4 年 12 月改正前省令附則第 7 条第 1 項の初回接種をいう。以下同じ。）	12 歳以上の者	令和 3 年 4 月 12 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		第一期追加接種（令和 4 年 12 月改正前省令附則第 8 条第 1 項の第一期追加接種をいう。以下同じ。）		令和 3 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	
		第二期追加接種（令和 4 年 12 月改正前省令附則第 9 条第 1 項の第二期追加接種をいう。以下同じ。）	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有す	令和 4 年 5 月 25 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	

		なおその効力を有することとされる同省令第3条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則（以下「令和4年12月改正前省令附則」という。）第7条第1項第1号に規定する方法)		るものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）		
		コミナティ筋注5～11歳用(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第3号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において、5歳以上12歳未満の者	令和4年2月21日から令和5年3月31日まで	
			第一期追加接種	5歳以上12歳未満の者	令和4年9月6日から令和5年3月31日まで	
		ヌバキノビッド筋注（令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第4号に規定する方法）	初回接種	12歳以上の者	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで	
			令和四年秋開始接種（令和4年12月改正前省令附則第10条第1項の令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。）	18歳以上の者	令和4年11月8日から令和5年3月31日まで	
		コミナティ筋注6ヵ月～4歳用（令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第5号に規定する方法）	初回接種	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	令和4年10月24日から令和5年3月31日まで	
		スパイクバックス筋注（2価：起源株／オミクロン株BA.1）（令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法）	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年9月20日から令和5年3月31日まで	
		スパイクバックス筋注（2価：起源株／オミクロ	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年11月28日から令和5年3月31日まで	

	ン株BA. 4-5) (令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法)				
	コミナティ RTU 筋注 (2価:起源株/オミクロン株BA. 1) (令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第2号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年9月20日から令和5年3月31日まで	
	コミナティ RTU 筋注 (2価:起源株/オミクロン株BA. 4-5) (令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第2号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年10月13日から令和5年3月31日まで	

備考 既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては初回接種を、既に第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第一期追加接種を、既に令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第二期追加接種をそれぞれ接種することができない。

(令和5年2月17日揭示済)

**奈良市告示第63号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項及び第7項の規定により、令和5年2月28日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和5年2月21日

奈良市長 仲川元庸  
(令和5年2月21日揭示済)

**奈良市告示第64号**

令和2年度軽自動車税全期分、平成31年度法人市民税の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年2月22日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和2年度軽自動車税	全期分	令和2年6月19日	令和2年6月1日
平成31年度法人市民税	確定申告	令和元年9月27日	令和元年9月2日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和5年3月5日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和5年2月22日揭示済)

**奈良市告示第65号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年2月24日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年12月20日 奈良市指令整開 第22A-27号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年2月24日 第1836号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路二丁目816番4及び817番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市四条大路三丁目5番4号

永尾 利一

(令和5年2月24日揭示済)

**奈良市告示第66号**

令和5年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、縦覧の場所及び縦覧の期間等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により公示する。

令和5年2月24日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧の場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 資産税課

2 縦覧の期間

令和5年4月3日から令和5年5月1日まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

3 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

(令和5年2月24日揭示済)

**奈良市告示第67号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和5年2月27日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良県磯城郡川西町大字結崎624番地の3
申請者氏名	有限会社 You&I コーポレーション 取締役 藪内 範子
道路の位置	奈良市疋田町一丁目67番の一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m

道路の延長	21.885m
指定年月日	令和 5 年 2 月 27 日
指定番号	第 R0403 号

(令和 5 年 2 月 27 日掲示済)

**奈良市告示第 68 号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 27 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和 5 年 2 月 14 日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間  
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。  
ア 移動費 自転車 2,000 円  
原動機付自転車 4,000 円  
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 2 月 27 日掲示済)

**奈良市告示第 69 号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 27 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和 5 年 2 月 20 日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間  
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する

市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円  
 原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 5 年 2 月 27 日揭示済）

**奈良市告示第 70 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 2 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

奈良市指令整開 第 22A-8 号 令和 4 年 7 月 19 日

奈良市指令整開 第 22A-8-1 号 令和 4 年 11 月 1 日

2 検査済証の交付年月日及び番号

（2 工区）

開発行為 令和 5 年 2 月 27 日 第 1837 号

公共施設 令和 5 年 2 月 27 日 第 918 号

3 開発区域に含まれる地域

（2 工区）奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2838 番 1 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目 4 番 1-1 号

大和ハウス工業株式会社 奈良支社 支社長 大矢 卓司

5 公共施設の種類、位置及び区域

（2 工区）

道 路：奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2838 番 1 の一部

下水道：奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2838 番 1 の一部

（令和 5 年 2 月 27 日揭示済）

**監**

**査**

**奈良市監査委員告示第 2 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 2 月 24 日

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	横 井 雄 一
同	藤 田 幸 代

地域教育課

監査結果公表日 令和元年12月27日(奈良市監査委員告示第11号)

措置結果通知日 令和4年12月27日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 奈良市青少年野外活動センターの使用料については、収納事務を指定管理者に委託しており、収納した使用料は速やかに指定金融機関等に入金されていたが、使用料の調定に必要な入金情報の報告は1か月分まとめて提出されるため、所管課は、収納された使用料の調定を1か月分まとめて行っていた。</p> <p>所管課は、入金後速やかに指定管理者から調定に必要な入金情報の報告を受けた上で、奈良市会計規則第12条の規定に則り、速やかに事後調定されたい。</p> <p>(2) 公民館使用料については、収納事務を指定管理者に委託しているが、関係書類(6月分)を査閲したところ、全24館中15館で、収納された使用料が1か月分まとめて指定金融機関等に入金されていた。また、所管課は、収納された使用料の調定を1か月分まとめて行っていた。</p> <p>所管課は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、収納した使用料は基本協定書第7条第2項に則り、速やかに指定金融機関等に入金するよう、また、調定に必要な入金情報についても速やかに報告するよう指定管理者を指導した上で、奈良市会計規則第12条の規定に則り、速やかに事後調定されたい。</p>	<p>(1) 奈良市青少年野外活動センターの使用料については、令和4年1月から、使用料の入金後、速やかに報告書を提出するよう指定管理者に指導し、提出された報告書と、領収済通知書により金額を確認し、速やかに事後調定を行うよう改善しました。</p> <p>(2) 公民館使用料については、令和4年2月から、速やかに金融機関へ使用料を入金し報告書を提出するよう指定管理者を指導し、提出された報告書と領収済通知書により金額を確認し、速やかに事後調定を行うよう改善しました。</p>

(令和5年2月24日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第10号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年2月17日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 ウエスギ工建	代表取締役 上杉 伸也	奈良県生駒市青山台342番地68	令和5年1月25日

(令和5年2月17日揭示済)